



教育支援センターだより

花 か お り
緑 あ ふ れ
人 輝 く ま ち



- 教育相談事業
- 適応指導教室事業
- 特別支援教育事業
- 研修事業
- 家庭地域連携事業

2月号 令和6年度 第11号

令和7年 2月18日発行(通算179号)

鴻巣市立教育支援センター

〒365-0004 鴻巣市関新田1281番地1
TEL 048-569-3181
FAX 048-569-1773

黄色信号は、「進め?」「止まれ?」

教育指導員 岡田 英行

私だけでしょうか。ここ数年、自動車に乗って信号待ちをしていると気になることがあります。信号が青色から黄色に変わっても、深く停止しない車が以前より増えたような気がします。中には、明らかに赤信号になってから交差点に進入し猛ダッシュで走り抜けていく車さえあり、スリリングなハンドルさばきを信じられない思いで見送っています。そんな場面に出くわすたびに、取り締まりのパトカーはいないかと周囲をキョロキョロ探してしまいます。ひょっとすると、黄色信号を通過していく車の数は前々から同じなのに、待っている私の方に原因があって、年を重ねるごとにイライラを募らせやすくなっただけなのかもしれません。だとしたら、誠に恥ずかしい限りです。

数十年前に通った教習所の教官は、黄色は「注意」ではなくて「止まれ」、黄色の点滅の場合は「他の交通に注意しながら徐行して進むことができる」と教えてくれました。ただし、停止線を越えてから黄色に変わったのを見て止まろうとすると、急ブレーキになり後続車に追突される恐れがあります。そこで、事故を防ぐためにそのまま進むことは道路交通法で認められています。よって、この場合はセーフです。しかしながら、止まらない理由は必ずしも安全確保のためではなさそうで、全ての信号が赤になる“すき間”をうまく活用した頭腦的プレーといえるかもしれません。一方、待たされている私からすると、安全のために協働して“すき間”を作るという暗黙の約束が断りもなしに破られ、一人取り残されたような虚しさを感じます。教習所は、順守すべき交通法規と車の運転操作方法のみ教え、その場に居合わせた誰もが納得できる「進め」「止まれ」の具体的基準までは教えてくれませんでした。つまり、知識(交通ルール)と技能(操作スキル)に限って手ほどきするのが教習所の役割ということなのでしょう。

では、学校はどうかといえば、学校教育全体を通して育成すべき資質・能力を三本柱として掲げています。基礎的・基本的な「知識及び技能」を確実に習得させるだけでなく、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」を養い、よりよい人生を送るために「学びに向かう力・人間性等」を涵養するのが学校の務めです。この三本柱は、将来の変化の激しい社会をたくましく生き抜いていく土台となる、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むために全ての教科等に共通した目標であり、想定外の困難に対しても自らの力で活路を切り開いていく姿をイメージしています。とするならば、あと何年かして免許を取得してドライバーになった子どもたちは、黄色信号に遭遇した際もきつと適切に対応できるに違いありません。下手をしたら大惨事になりかねない事態ですから、刻々変化する道路状況を冷静に見極め、身に付けた交通ルールと自らの運転技術を照らし合わせて見通しを立て、これまでの経験と結び付けながら判断することにより、自分の身を守り相手を尊重した行動が期待されます。もちろん、この臨機応変の対応はドライバーとしてだけではなく、生活や仕事の各場面で発揮されるはずで。思うに、子どもたちが各教科等の授業中に「多角的に考えて“自分の言葉で”述べなさい。」と繰り返し自己決定と即座の表明を求められるのは、いざという時に備えた知・徳・体の働かせ方の反復訓練でもあります。たとえ順を追ってうまく話せなくても、問題解決能力は鍛えられています。

「教育の成果はいつ出るかわからない。」とも言われますが、今日学校で学んだことが日常生活や別の学習場面で生かされるのは、はるか遠い先のことではありません。教室訪問で丹念な授業展開を見せていただいた先生方を急き立てるようで申し訳ないのですが、こんなにもせっかちに考えてしまうのは私だけでしょうか。



3月3日のひな祭りにはひな人形を飾り、子どもを囲んでちらし寿司、はまぐりのお吸い物、菱餅、ひなあられ等が食されます。これらの食物は、各家庭においてばかりでなく小中学校の給食のメニューに加えられたり、家庭科の学習で地域の伝統的な行事食や郷土料理として取り上げられることもあります。

和食が日本の伝統的な食文化としてユネスコ無形文化遺産に登録されたのを契機として、地域や季節の食材、昔からの調理法に一層目が向けられています。



花久の里
「六角錐ひな壇」

1月の相談状況 251件

相談内訳	R7. 1月	R6. 12月
相談者来所	93	97
相談員等の学校等への訪問	82	146
電話	76	74

主な相談者別内訳

小学生	59	74
小学生保護者	48	57
中学生保護者	38	27
小・中教職員	32	30

主な相談内容

不登校	96	69
特別支援	61	82
性格・行動	47	107
5歳児健診	21	30
就学	14	19

シリーズ 0歳～15歳までの一貫した教育の推進 自立活動

「自立活動」は、特別支援学校学習指導要領において教科等とともに設けられた指導領域です。個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上や生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、一人一人の障がいの状態や発達段階等に即して行われます。特別支援教育の要ともいわれ、特別支援学校だけでなく特別支援学級では自立活動を取り入れて、通級による指導では自立活動の内容を参考にして、実態に応じた特別の教育課程を編成します。

内容としては、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つの区分があり、子どもたちの困難さの状況に応じて選び、組み合わせて具体的な指導内容を設定します。その際、見た目は教科学習と変わらないような活動であったとしても、下表のとおり教科と異なる自立活動としての明確な「ねらい」があることに注意が必要です(埼玉県教育委員会特別支援教育課リーフレットより)。

指導内容	教科としてのねらい	自立活動としてのねらい
指示された数字と同じ数だけシールを貼る	・ 数に興味をもち、ものの集まりや数詞と対応して数字が分かる【算数】	・ 目と手の協応動作の向上を図る ・ 手指の操作性を高める ・ 決められた指示に従う力を育成する。 ・ 教師とのやりとりを通し、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付ける ・ (子どもによってはその活動を行うことで)情緒の安定を図る
ひらがなのなぞり書きをする	・ 文字に興味をもち、字形を整えながら書くことができる ・ 日常生活で必要な語句を増やす【国語】	・ 線からはみ出さないよう手先をコントロールする力を育てる ・ 線を意識して書くことで、集中力を高める
ストレッチ用の器具を使用して身体を動かす	・ 道具を使い、のびのびとした動作で、運動を行うことができる【体育】	・ 身体を動かすことで情緒の安定を図り、学習に向かう態度を整える

通常の学級には自立活動はありませんが、自立活動を参考にして一人一人の困難さの把握、実態に応じた教材・板書・発問等の工夫をしてみたいかがでしょうか。日々の指導・支援にプラスすることで、子どもたちの「できた!」「わかった!」が増え、確かな自己実現につながります。

参考: 国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育リーフVol.18」

2・3月の行事予定

月	日	曜	行 事
2	7	金	県立特支高等部入学選考
	18	火	ふるさと館防災訓練 9:45 就学支援委員会 15:00
	21	金	教育相談担当者及びさわやか相談員等連絡会議
	25	火	特別支援教育冬季研修会 15:00
	26・27	水木	県公立高校入学者選抜
3	27	木	まなびの教室 14:00
	3	月	Let's教室 卒業を祝う会
	11	火	ウイング・ステップ担当者研修会 15:00
	13	木	まなびの教室 14:00
3	18	火	Let's教室 3学期終業式・保護者会

※予定は、都合により変更になる場合があります。



まなびの教室 1/23(木)
「もうすぐ1年生だね。」



Let's教室 2/4(火)
二胡体験“早春の調べ”

